



# 佐賀県 弁護士会便り

第121号

R3/6/1  
発行

法律相談のご案内

女性弁護士による臨時無料法律相談

相談  
無料

## 女性の権利ホットライン

予約  
不要

6月26日(土) 午前10時～午後3時

☎ 0952-24-3411

女性に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント)や離婚に関する諸問題、職場における差別、同性婚に関する事など、女性の権利一般に関する無料電話相談会を実施します。これらの問題に詳しい弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し適切なアドバイスを行います。

お気軽に御相談ください。

※なお、佐賀県弁護士会では、毎月第2、第4月曜日に女性法律相談(面談相談、有料)を行っております。インターネットから予約が可能です。

<https://www.sagaben.or.jp/>

職場に性差別がある

ストーキングされている

夫の暴力から逃げたい

離婚するにはどうしたら・・・

養育費ってどのくらいもらえるの?



主催 佐賀県弁護士会・日本弁護士連合会

問合せ 佐賀県弁護士会 TEL 0952 - 24 - 3411

### 交通事故専門無料相談

日時 毎週火曜日(祝日は除く) 13:30~16:00

場所 佐賀県弁護士会館 主催 公益財団法人日弁連交通事故相談センター佐賀県支部

相談申込は弁護士会までお電話を(要予約) TEL 0952 - 24 - 3411